

平成27年11月19日開催教育委員会会議記録

(秘密会の部)

1 開会・閉会等について

日時	平成27年11月19日(木) 午後1時48分
場所	教育委員会室
開会	午後1時48分
閉会	午後2時21分
出席委員	
教 育 長	加 藤 裕 之
委 員	雁 部 隆 治
委 員	阿 部 博 道
委 員	坂 根 慶 子
委 員	淺 松 三 平
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	後 藤 隆 宏
教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	岩 佐 一 郎
教育委員会事務局参事 (すみだ教育研究所長事務取扱)	高 橋 宏 幸
学 務 課 長	須 藤 浩 司
指 導 室 長	月 田 行 俊
生涯学習課長	岡 本 香 織
スポーツ振興課長	佐 久 間 英 樹
ひきふね図書館長	石 原 恵 美

本秘密会において審議された案件については、平成27年11月27日をもって議会に上程されたため、本会議録は公開の取扱いとする。

2 議題について

(1) 議決事項

- 第2 議案第75号 教育委員会関係議案(墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例)の作成に伴う意見聴取について
- 第3 議案第76号 教育委員会関係議案(墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例)の作成に伴う意見聴取について

第4 議案第77号 教育委員会関係議案（墨田区立図書館条例）の作成に伴う意見聴取について

3 会議の概要について

教育長 ただ今から教育委員会秘密会を開会します。

議決事項第2

議案第75号「教育委員会関係議案（墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例）の作成に伴う意見聴取について」を上程する。

庶務課長 提案理由としては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、墨田区長から協議があったため、回答する必要があるということです。議案の内容については、マイナンバー制度稼働に向け、墨田区の行政手続において、番号を利用するために条例を整備するというものです。根拠は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づき条例を定めるということです。この条例の第4条に、個人番号の利用範囲を別表に定めていますが、その中に教育委員会の事務が一部含まれています。例えば、別表第1には、墨田区就学援助費支給要綱による就学援助費の支給に関する事務の記載が、別表第3には、同じく墨田区就学援助費支給要綱について記載されています。この条例は、平成28年1月1日から施行されます。

阿部委員 表の条例第4条（3）にある法別表第2の第2欄とは、資料のどの部分のことですか。

学務課長 法別表については、この条例の別表ではなく、法律の別表第2ということです。

坂根委員 条例第7条についてです。書面の提出義務の特例とありますが、内容を具体的に教えてください。

学務課長 墨田区教育委員会規則の中に、本人確認書類を提出しなければならないという内容があります。そういう時に、システムを通じてマイナンバーを取得すれば書類が提出されたものとみなすという規定です。つまり、書類による提出義務がなくなるということです。

坂根委員 本人同意がなくても、調べることができるのですか。

学務課長 区役所がシステムを利用する場合、必ずマイナンバーの提示が前提となります。

坂根委員 本人が、マイナンバーを提示するのか必要書類を提出するのか、どちらか選択することは可能ですか。

学務課長 規則上、書面で提出とある部分をマイナンバーに代えることができるということです。可能です。例えば、墨田区外からの転入者が就学援助を申請する場合、所得証明書や児童扶養手当の証明書等を提出する義務がありますが、この条例を定めることにより、それら複数の証明書を提出する必要がなくなり、利用者の負担が軽減されます。

次長 マイナンバーの利用について、法律で定められている事務については、それに基づいて行います。今回、意見聴取があったこの条例は、墨田区の独自利用について定めるもので、国と同じような形、法文に準拠して定めるというものです。教育委員会の事務としては、就学援助事務となります。

教育長 それでは、議決事項第2・議案第75号「教育委員会関係議案（墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例）の作成に伴う意見聴取について」は、原案どおり「異議ありません」と回答することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第3

議案第76号「教育委員会関係議案(墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例)の作成に伴う意見聴取について」を上程する。

学務課長 提案理由としては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、墨田区長から協議があったため、回答する必要があるということです。議案の内容については、本条例が準拠している公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正を踏まえ、年金たる補償等に係る他の法律による給付との調整について所要の規定整備をする必要があるということです。委嘱している学校医等については、身分は特別職の公務員ですので、学校医が事故や災害にあった時、校務災害補償の対象になるということで、条例で定めているところです。今回、公的年金の一元化の法律が10月1日に施行したので、それに伴い規定整備をするということです。施行期日は、公布の日としています。

坂根委員 「の規定による」を「による」と直しているのですか。

学務課長 今回の改正に合わせて、条文の文言も現行の表記に改めていくということです。

教育長 何かご質問・ご意見はございますか。それでは、議決事項第2・議案第76号「教育委員会関係議案(墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例)の作成に伴う意見聴取について」は、原案どおり「異議ありません」と回答することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第4

議案第77号「教育委員会関係議案(墨田区立図書館条例)の作成に伴う意見聴取について」を上程する。

ひきふね図書館長 提案理由としては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、墨田区長から協議があったため、回答する必要があるということです。議案の内容については、緑図書館、立花図書館、八広図書館の管理を指定管理者に行わせることとするに伴い、指定管理者の指定の手続、管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項について定めるため、墨田区立図書館条例の全部を改正する必要があるということです。施行期日は、平成29年4月1日です。内容について説明します。趣旨は、墨田区立図書館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるということです。概要は、第3条、第4条、第5条、第6条、第8条について、今ある図書館運営規則の内容をそのままこの条例に盛り込み、指定業者も行うことができるというものです。第4条第1項では、ひきふね図書館以外の図書館について開館時間を拡大し、第2項では、開館時間を指定管理者も教育委員会の承認を得て変更できるという内容になっています。こちらについては、指定管理業者がサービスの向上で、開館時間を拡大したいという提案があった場合、対応できる条文となっていて、自由に開館時間を変更できるものではないということです。同様に第5条の休館日についても、指定業者が教育委員会の承認を得て休館日の変更や臨時休館日を設けることができますとなっています。想定される臨時休館は、工事等による場合です。

次に、第9条から第17条については、指定管理業者の管理運営に係る手続規定に関して新設し、定型的な内容となっています。最後に、この条例の名称ですが、現在の図書館設置条例で規定しているものを全部改正し、この条例を墨田区立図書館条例に変更することになりました。

教育長 今まであった規則をこの条例に入れたわけですが、第18条で、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定めるとなっています。今後規則については、教育委員会で審議するのですか。

ひきふね図書館長 図書館運営規則については、今後の教育委員会で新しく作成したものを提案させていただきます。

坂根委員 図書館ごとに開館時間を変更することもできるのですか。

ひきふね図書館長 条例に定める時間に開館していれば、可能です。

浅松委員 ひきふね図書館は、日曜日及び休日の開館時間が午後5時までですが、指定管理者になると開館時間を図書館ごとに延長することができるのですか。

ひきふね図書館長 その点については、中心館であるひきふね図書館の開館時間を超えてその他の図書館が延長して開館することは、事実上不可能です。理由は、システムが全館繋がっているので、システムトラブルが起こったとき、ひきふね図書館が閉まっていると対応ができないからです。

教育長 それでは、議決事項第4・議案第77号「教育委員会関係議案（墨田区立図書館条例）の作成に伴う意見聴取について」は、原案どおり「異議ありません」と回答することにしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 それでは、原案どおり決定いたします。他に何かございませんか。

坂根委員 梅若小学校の入学希望者が減っている件で、副校長先生と話したのですが、杭の問題で保護者から子供を預けたくないという意見を聞き非常に悲しかったとおっしゃっていました。この件については、教育委員会事務局はメディア等に対し、適切な対応をしたと思います。次に、会議開始時間になってからの個人的なおしゃべりには注意していただきたいです。それから、書類関係のミスプリントが最近多いと思いますので、特に外部に出る文書については内容チェックを徹底していただきたいと思います。

教育長 ここで、会議の取り扱いについてお諮りします。秘密会はこれをもって終了とし、ここからは公開の会議といたしたいが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 それでは、そのように取り扱うことといたします。